平成２８年（フ）第１１号
相模原市中央区星が丘２丁目８番19号　スターヒルズ105
債務者　清水　正晴
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４号
相模原市南区西大沼１丁目９番13号　カーサリンド103
債務者　本間　大介
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５号
相模原市南区若松６丁目19番１－405号
債務者　中山　　茂
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６号
相模原市中央区星が丘１丁目18番９号　ラフォーレミエ201号
債務者　齋藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１８号
岐阜県土岐市妻木町3245番地の302
債務者　鈴村　一成
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１２３号
堺市南区原山台５丁３番１－714号
債務者　坂本　裕美
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
大阪府羽曳野市野々上４丁目６番３号
債務者　**吉**岡　和則
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅２棟106号
債務者　川上　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
堺市堺区大浜北町３丁５番29号　ハイツ松竹202号
債務者　柴田　康恵
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
堺市堺区甲斐町西１丁２番25－401号、前住所大阪市生野区新今里７丁目２番３号川辺45ビル306号
債務者　竹内　経人
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
群馬県邑楽郡大泉町坂田７丁目９番１号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字古氷22番地の13
債務者　佐藤　貴英
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３７８号
岐阜県関市池尻1362番地１
債務者　松井絵理奈（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３９８号
岐阜市春日町２丁目24番地10
債務者　柳川　雄紀
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０７号
岐阜市西荘３丁目２番62－315号　（ナガタ第３ビル）
債務者　佐藤　　愛（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２５号
愛知県一宮市大赤見字鷺目52番地　ガーデンハイツ赤見108号
債務者　**吉**留　浩隆
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８１６号
福岡市博多区板付６丁目９番35－205号、住民票上の住所福岡市博多区諸岡２丁目７番26号
債務者　小茅　豪高
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６号
福岡市早良区城西３丁目２番23号
債務者　川崎　公嗣
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部